

## 令和元年東日本台風によって被災された方へ

被災者支援の取組一覧

(令和5年8月1日現在)

この冊子は、令和元年東日本台風による被害に遭われた方が、本市や関係機関等から提供される各種の支援メニューを有効に活用できるよう作成したものです。

支援メニューが変更された場合は、冊子内容を更新し、市のホームページにも掲載いたします。市トップページから、「令和元年東日本台風関連情報特設ページ」をクリックしてご覧ください。

## 目 次

カテゴリ	制度番号	制度名	支援の種類	ページ
一般（ごなたでも受けられる可能性のあるもの）	1	国民健康保険証の再発行	応急対応	1
	2	国民年金手帳・基礎年金番号通知書の再交付	応急対応	1
	3	市税の徴収猶予	給付・減免	2
	4	市税の証明書等の交付手数料の免除	給付・減免	2
	5	国民健康保険料の徴収猶	給付・減免	3
	6	国民年金保険料の免除	給付・減免	3
	7	災害見舞金・弔慰金	給付・減免	4
	8	災害弔慰金	給付・減免	4
	9	災害障害見舞金	給付・減免	5
	10	住民票の写し等の交付手数料の免除	給付・減免	6
	11	年金等担保貸付制度、労災年金担保貸付制度	融資・貸付	7
	12	社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度	融資・貸付	8
障害のある方・ご高齢の方	13	後期高齢者医療保険証の再発行	応急対応	9
	14	後期高齢者医療保険料の減免	給付・減免	9
	15	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	給付・減免	10
	16	介護保険料の減免・徴収猶予	給付・減免	10
子ども・学校	17	小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示	応急対応	11
	18	保育料の減免（認可保育所等）	給付・減免	11
	19	児童扶養手当の特別措置	給付・減免	12
	20	児童手当の特別措置	給付・減免	12
	21	ひとり親家庭等医療費助成の特別措置	給付・減免	13
	22	特別児童扶養手当および特別障害者手当等の特別措置	給付・減免	13
	23	高等学校授業料等減免措置	給付・減免	14
	24	就学援助制度	給付・減免	14
	25	災害遺児等福祉手当	給付・減免	15
	26	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	融資・貸付	16
住まい	27	市営住宅等公的住宅への一時避難受入（震災時含む）	応急対応	17
	28	被災者住宅応急修理制度（震災時含む）	給付・減免	17
	29	災害復興住宅融資	融資・貸付	18

カテゴリ	制度番号	制度名	支援の種類	ページ
お勤めの方 企業・	30	勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）	融資・貸付	19
	31	災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）	融資・貸付	20
	32	生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）	融資・貸付	21
その他	33	健康相談	相談	22
	34	人権相談	相談	22
	35	弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、 行政書士の相続・遺言・成年後見相談、宅地建物相談	相談	22
	36	消費生活相談	相談	23

## 一般的な支援

1	制度名	<b>国民健康保険証の再発行</b>		
カテゴリ	一般	支援の種類	応急対応	
支援内容	<p>○災害等で被保険者証をなくした場合や、破れたり汚れたりした場合に再発行します。</p> <p>○破れたり汚れたりしてしまった場合は、その被保険者証をお持ちください。</p> <p>※紛失・盗難の場合、被保険者証が不正使用されないかご心配な場合は、その被保険者証が無効であることを告示することができますので、併せてお申出ください。</p> <p>※再交付後、以前の被保険者証が見つかったときは、古い方の被保険者証をお返しください。</p> <p>※ご本人様が顔写真付の本人確認書類をお持ちいただいた場合は、窓口交付が可能です。顔写真付の本人確認書類をお持ちでない場合は、本人確認のため、後日郵送にて被保険者証をお送りいたしますので、ご了承ください。</p> <p>※紛失されたご本人様と同一世帯のご家族以外の方が届出を行う場合は、委任状と、窓口にお越しいただいた方の本人確認書類が必要となります。</p>			
対象	川崎市国民健康保険に加入している方			
必要書類	顔写真付の本人確認書類（運転免許証、旅券等）、マイナンバーがわかるもの			
所管	健康福祉局医療保険部医療保険課（044-200-2636）			
受付	各区の保険年金課、支所区民センター保険年金担当			
	川崎区 (044-201-3151)	幸区 (044-556-6620)	宮前区 (044-856-3156)	
	大師支所 (044-271-0159)	中原区 (044-744-3201)	多摩区 (044-935-3164)	
	田島支所 (044-322-1987)	高津区 (044-861-3174)	麻生区 (044-965-5189)	

2	制度名	<b>国民年金手帳・基礎年金番号通知書の再交付</b>		
カテゴリ	一般	支援の種類	応急対応	
支援内容	<p>○災害等で国民年金手帳や基礎年金番号通知書をなくした場合や、破れたり汚れたりした場合に再交付します。</p> <p>※国民年金手帳の新たな交付は、令和4年3月31日をもって終了しており、基礎年金番号通知書の交付となります。</p> <p>○破れたり汚れたりしてしまった場合は、その手帳・通知書をお持ちください。</p> <p>※基礎年金番号通知書は後日、郵送します。至急必要な場合は、直接、年金事務所で手続きをしてください。</p>			
対象	国民年金第1号被保険者の方			
必要書類	身分証明ができるもの（マイナンバーカード、免許証、旅券等）、 ※納付書などの基礎年金番号がわかる書類をお持ちの場合は、併せてご持参ください。			
所管局	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課（044-200-2640）			
受付	各区の保険年金課、支所区民センター保険年金担当			
	川崎区 (044-201-3155)	幸区 (044-556-6621)	宮前区 (044-856-3154)	
	大師支所 (044-271-0159)	中原区 (044-744-3206)	多摩区 (044-935-3165)	
	田島支所 (044-322-1987)	高津区 (044-861-3176)	麻生区 (044-965-5153)	

3	制度名	<b>市税の徴収猶予</b>		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免	
支援内容	納税者が災害等による被害を受け、市税を一時に納付することができない場合、申請をすることにより市税の徴収猶予が認められる場合があります。			
対象	災害等による被害を受け、市税を一時に納付することができない方			
必要書類	り災証明書、本人確認書類			
受付	お住まいの区を管轄する市税事務所までご相談ください。			
	かわさき市税事務所	※川崎区・幸区	044-200-3890	
	こすぎ市税分室	※中原区	044-744-3225	
	みそのくち市税事務所	※高津区・宮前区	044-820-6571	
	しんゆり市税事務所	※多摩区・麻生区	044-543-8982	

4	制度名	<b>市税の証明書等の交付手数料の免除</b>		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免	
支援内容	<p>災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、市税の証明書等の交付手数料を免除します。</p> <p>※行政サービスコーナー及び出張所では最新年度分の市民税・県民税の課税額証明書及び非課税証明書のみ取得可能です。</p> <p>※コンビニで取得した証明書については、申請時にり災の事実及び使用の用途を確認できないことから免除の対象になりません。</p>			
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方			
必要書類	り災証明書、本人確認書類、法人の場合、代表者の方は代表者印（押印のある申請書の持参でも可）と代表の資格を証する書類（写）、社員の方は代表者からの委任状（代表印の押印のある申請書の持参でも可）と社員証など			
所管局	財政局税務部税制課（044-200-2197）			
受付	住所地・資産所在地に関係なく、全ての窓口で受付いたします。			
	全区共通	各区役所市税証明書発行コーナー		
	川崎区	かわさき市税事務所市民税課（044-200-3962）		
		川崎行政サービスコーナー（044-244-1371）		
		大師支所市税証明発行コーナー、田島支所市税証明発行コーナー		
	幸区	日吉出張所（044-599-1121）		
	中原区	こすぎ市税分室管理担当（044-744-3222）		
		小杉行政サービスコーナー（044-722-8685）		
	高津区	みそのくち市税事務所市民税課（044-820-6559）		
		橘出張所（044-777-2355）、溝口行政サービスコーナー（044-814-7500）		
宮前区	向丘出張所（044-866-6461）、鷺沼行政サービスコーナー（044-852-8471）			
多摩区	生田出張所（044-933-7111）、登戸行政サービスコーナー（044-933-3000）			
	菅行政サービスコーナー（044-945-2730）			
麻生区	しんゆり市税事務所市民税課（044-543-8957）			

5	制度名	<b>国民健康保険料の徴収猶予</b>		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免	
支援内容	納付義務者が災害により被害を受け、国民健康保険料を一時的に納付することができない場合、申請をすることにより国民健康保険料の徴収猶予が認められる場合があります。			
対象	災害により被害を受けるなどして、国民健康保険料を一時的に納付することができない方			
必要書類	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑			
所管局	健康福祉局医療保険部収納管理課（044-200-3588）			
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険収納担当			
	川崎区（044-201-3153）	幸区（044-556-6697）	宮前区（044-856-3151）	
	大師支所（044-271-0163）	中原区（044-744-3109）	多摩区（044-935-3163）	
	田島支所（044-322-1976）	高津区（044-861-3173）	麻生区（044-965-5252）	

6	制度名	<b>国民年金保険料の免除</b>		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免	
支援内容	震災、風水害、火災その他これらに類する災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、国民年金保険料の全額または一部が免除されます。			
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方			
必要書類	り災証明書（コピー可）、保険金・損害賠償金などの支給金額を確認できる証明書の写し等			
所管局	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課（044-200-2640）			
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金担当			
	川崎区（044-201-3155）	幸区（044-556-6621）	宮前区（044-856-3154）	
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3206）	多摩区（044-935-3165）	
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3176）	麻生区（044-965-5153）	

7	制度名	<b>災害見舞金・弔慰金</b>																													
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免																												
支援内容	<p>○火災、風水害、交通事故、労働災害その他の災害による被災者またはそのご遺族に対して、災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例に基づき、見舞金及び弔慰金を支給します。</p> <p>○災害見舞金及び弔慰金の支給額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被災の種類</th> <th colspan="3">支給額</th> </tr> <tr> <th>2人以上の世帯</th> <th>単身世帯</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼・全壊・流失</td> <td>5万円</td> <td>3万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>半焼・半壊</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1万円</td> <td>5千円</td> <td>生活保護世帯は2千円を加算</td> </tr> <tr> <td>死亡者</td> <td colspan="2">1人10万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td colspan="2">1人5万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				被災の種類	支給額			2人以上の世帯	単身世帯	備考	全焼・全壊・流失	5万円	3万円		半焼・半壊	3万円	2万円		床上浸水	1万円	5千円	生活保護世帯は2千円を加算	死亡者	1人10万円			重傷者	1人5万円		
被災の種類	支給額																														
	2人以上の世帯	単身世帯	備考																												
全焼・全壊・流失	5万円	3万円																													
半焼・半壊	3万円	2万円																													
床上浸水	1万円	5千円	生活保護世帯は2千円を加算																												
死亡者	1人10万円																														
重傷者	1人5万円																														
対象	<p>(1) 市内において、火災、風水害その他異常な災害により被災したとき</p> <p>(2) 市内に居住する者が交通事故により死亡したとき</p> <p>(3) 労働基準法または労働者災害補償保険法の適用を受ける災害で、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア 市内の事業所で労働者が業務上の事由により死亡したとき</p> <p>イ 市内に居住する労働者が市外の事業所で業務上の事由により死亡したとき</p>																														
必要書類	各区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課にお問い合わせください。																														
所管局	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2628）																														
受付	地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課																														
	川崎区（044-201-3228）	幸区（044-556-6643）	宮前区（044-856-3281）																												
	大師支所（044-271-0148）	中原区（044-744-3252）	多摩区（044-935-3295）																												
	田島支所（044-322-1981）	高津区（044-861-3302）	麻生区（044-965-5156）																												

8	制度名	<b>災害弔慰金</b>							
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免						
支援内容	<p>災害により死亡された方のご遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害弔慰金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>生計維持者が死亡した場合</td> <td>500万円</td> <td>その他の者が死亡した場合</td> <td colspan="2">250万円</td> </tr> </table>				生計維持者が死亡した場合	500万円	その他の者が死亡した場合	250万円	
生計維持者が死亡した場合	500万円	その他の者が死亡した場合	250万円						
対象	災害により死亡された方のご遺族のうち、死亡した方の ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖母 ⑥兄弟姉妹のうち、いずれかおひとり								
受付	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2628）								

9	制度名	<b>災害障害見舞金</b>		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免	
支援内容	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害障害見舞金を支給します。			
	生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円	その他の者が重度の障害を受けた場合	125万円
対象	災害により以下のような重い障害を受けた方です。 (1) 両眼が失明した人 (2) 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った人 (6) 両上肢の用を全廃した人 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った人 (8) 両下肢の用を全廃した人 (9) 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人			
必要書類	災害障害見舞金診断書（第1号様式）等			
受付	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2628）			



10	制度名	住民票の写し等の交付手数料の免除																
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免															
支援内容	<p>災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、住民票の写しなど各種証明書の交付手数料を免除します。</p> <p>《対象となる証明書》</p> <p>(1) 住民票の写し※広域交付・除票を含む</p> <p>(2) 住民票記載事項証明書</p> <p>(3) 印鑑登録証明書</p> <p>(4) 戸籍謄(抄)本及び戸籍(全部・個人)事項証明書</p> <p>(5) 除籍謄(抄)本及び除籍(全部・個人)事項証明書</p> <p>(6) 戸籍記載事項証明書及び戸籍の一部事項証明書</p> <p>(7) 除籍記載事項証明書及び除籍の一部事項証明書</p> <p>(8) 戸籍届出記載事項証明書</p> <p>(9) 戸籍の附票の写し(除附票を含む)</p> <p>(10) 身分証明書</p> <p>(11) 不在住証明書</p> <p>(12) 不在籍証明書</p>																	
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方																	
必要書類	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑(本人の自署が可能な場合は必要なし)																	
所管局	市民文化局戸籍住民サービス課(044-200-2259)																	
受付	<p>各区の窓口は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>川崎区</td> <td>川崎区役所区民課(044-201-3129) 大師支所区民センター(044-271-0138) 田島支所区民センター(044-322-1969) 川崎行政サービスコーナー(044-244-1371)</td> </tr> <tr> <td>幸区</td> <td>幸区役所区民課(044-556-6711) 幸区役所日吉出張所(044-599-1121)</td> </tr> <tr> <td>中原区</td> <td>中原区役所区民課(044-744-3108) 小杉行政サービスコーナー(044-722-8685)</td> </tr> <tr> <td>高津区</td> <td>高津区役所区民課(044-861-3167) 高津区役所橘出張所(044-777-2355) 溝口行政サービスコーナー(044-814-7500)</td> </tr> <tr> <td>宮前区</td> <td>宮前区役所区民課(044-856-3197) 宮前区役所向丘出張所(044-866-6461) 鷺沼行政サービスコーナー(044-852-8471)</td> </tr> <tr> <td>多摩区</td> <td>多摩区役所区民課(044-935-3214) 多摩区役所生田出張所(044-712-3109) 登戸行政サービスコーナー(044-933-3000) 菅行政サービスコーナー(044-945-2730)</td> </tr> <tr> <td>麻生区</td> <td>麻生区役所区民課(044-965-5212)</td> </tr> </table> <p>※郵送での申請等については、郵送請求事務センター(044-987-6111)にご相談ください。</p>				川崎区	川崎区役所区民課(044-201-3129) 大師支所区民センター(044-271-0138) 田島支所区民センター(044-322-1969) 川崎行政サービスコーナー(044-244-1371)	幸区	幸区役所区民課(044-556-6711) 幸区役所日吉出張所(044-599-1121)	中原区	中原区役所区民課(044-744-3108) 小杉行政サービスコーナー(044-722-8685)	高津区	高津区役所区民課(044-861-3167) 高津区役所橘出張所(044-777-2355) 溝口行政サービスコーナー(044-814-7500)	宮前区	宮前区役所区民課(044-856-3197) 宮前区役所向丘出張所(044-866-6461) 鷺沼行政サービスコーナー(044-852-8471)	多摩区	多摩区役所区民課(044-935-3214) 多摩区役所生田出張所(044-712-3109) 登戸行政サービスコーナー(044-933-3000) 菅行政サービスコーナー(044-945-2730)	麻生区	麻生区役所区民課(044-965-5212)
川崎区	川崎区役所区民課(044-201-3129) 大師支所区民センター(044-271-0138) 田島支所区民センター(044-322-1969) 川崎行政サービスコーナー(044-244-1371)																	
幸区	幸区役所区民課(044-556-6711) 幸区役所日吉出張所(044-599-1121)																	
中原区	中原区役所区民課(044-744-3108) 小杉行政サービスコーナー(044-722-8685)																	
高津区	高津区役所区民課(044-861-3167) 高津区役所橘出張所(044-777-2355) 溝口行政サービスコーナー(044-814-7500)																	
宮前区	宮前区役所区民課(044-856-3197) 宮前区役所向丘出張所(044-866-6461) 鷺沼行政サービスコーナー(044-852-8471)																	
多摩区	多摩区役所区民課(044-935-3214) 多摩区役所生田出張所(044-712-3109) 登戸行政サービスコーナー(044-933-3000) 菅行政サービスコーナー(044-945-2730)																	
麻生区	麻生区役所区民課(044-965-5212)																	

11	制度名	<b>年金等担保貸付制度、労災年金担保貸付制度</b>		
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付	
支援内容	<p>○国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として、保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために、一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。</p> <p>○融資の条件などは次のとおりです。</p>			
	融資額	<p>次の3つの要件を満たす額の範囲内とします。</p> <p>①10万円～200万円の範囲内（※1万円単位 ただし資金用途が「生活必需物品の購入」の場合は、10万円～80万円の範囲内となります。）</p> <p>②受給している年金の0.8倍以内（※年額 所得税額に相当する額を除く）</p> <p>③1回あたりの定額返済額の15倍以内（ご融資額の元金相当額を概ね2年6カ月以内でご返済していただくこととなります。）</p>		
	保証人	<p>連帯保証人が必要となります。</p> <p>なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します）。</p>		
	利率	<p>最新の貸付利率はお申し込みの金融機関でご確認ください。</p> <p>※なお、福祉医療機構のホームページにも最新の貸付比率を掲載しています。</p>		
対象	<p>次の年金証書をお持ちで、現在その年金を受給している方がご利用いただけます。</p> <p>（1）国民年金・厚生年金保険年金証書</p> <p>（2）国民年金証書</p> <p>（3）厚生年金保険年金証書</p> <p>（4）船員保険年金証書</p> <p>※厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金から支払われる年金は、融資の対象とはなりません。</p> <p>※老齢福祉年金や特別障害給付金は、融資の対象とはなりません。</p> <p>（5）労働者災害補償保険年金証書</p> <p>※石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は、融資の対象とはなりません。</p>			
必要書類	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課までお問い合わせください。			
受付	独立行政法人福祉医療機構 年金貸付課（03-3438-0224）			

12	制度名	<b>社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度【緊急小口資金・福祉費（災害援護資金）】</b>																						
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付																					
支援内容	<p>○生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>○生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護資金）」の貸付があります。</p> <p>○それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。 ※貸付には条件や審査があります。</p>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>緊急小口資金</th> <th colspan="2">福祉費（災害援護資金）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円</td> <td colspan="2">150万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> <td colspan="2">連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てられない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>資金交付日の属する月の翌月から2月以内</td> <td colspan="2">資金交付日の属する月の翌月から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> <td colspan="2">据置期間経過後7年以内</td> </tr> </tbody> </table>				貸付の種類	緊急小口資金	福祉費（災害援護資金）		貸付限度額	10万円	150万円		貸付利率	無利子	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てられない場合：年1.5%		据置期間	資金交付日の属する月の翌月から2月以内	資金交付日の属する月の翌月から6月以内		償還期間	据置期間経過後12月以内	据置期間経過後7年以内	
	貸付の種類	緊急小口資金	福祉費（災害援護資金）																					
	貸付限度額	10万円	150万円																					
	貸付利率	無利子	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てられない場合：年1.5%																					
	据置期間	資金交付日の属する月の翌月から2月以内	資金交付日の属する月の翌月から6月以内																					
償還期間	据置期間経過後12月以内	据置期間経過後7年以内																						
<p>※このほか生活福祉資金には、教育支援資金、福祉資金、総合支援資金などがあります。 詳細は、各区社会福祉協議会にお問い合わせください。</p>																								
対象	<p>○低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯</p> <p>○生活福祉資金の災害援護資金については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の災害援護資金の対象となる世帯は貸付対象となりません。</p>																							
必要書類	各区社会福祉協議会にお問い合わせください。																							
所管局	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044-200-2626）																							
受付	お住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。																							
	川崎区（044-246-5500）		高津区（044-812-5500）	麻生区（044-952-5500）																				
	幸区（044-556-5500）		宮前区（044-856-5500）																					
	中原区（044-722-5500）		多摩区（044-935-5500）																					

## ご高齢の方、障害等をお持ちの方

13	制度名	<b>後期高齢者医療保険証の再発行</b>		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応	
支援内容	<p>○災害等で保険証をなくした場合や、破れたり汚れたりした場合に再発行します。</p> <p>○破れたり汚れたりしてしまった場合は、その被保険者証をお持ちください。</p> <p>※ご本人様が窓口にお越しいただいた場合は窓口で交付いたします。</p> <p>「身分確認できるもの」が不十分な場合や、窓口にお越しいただいた方が代理人の場合は、簡易書留でお送りいたしますので御了承ください。</p>			
対象	川崎市にお住まいの神奈川県後期高齢者医療保険に加入されている方で、被保険者証を破り、汚し、又は失った方			
必要書類	顔写真付の本人確認書類（運転免許証、旅券等）、マイナンバーがわかるもの、印鑑			
所管局	【後期高齢者医療について】健康福祉局医療保険部医療保険課（044-200-2655）			
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金担当			
	川崎区 (044-201-3154)	幸区 (044-556-6721)	宮前区 (044-856-3159)	
	大師支所 (044-271-0159)	中原区 (044-744-3204)	多摩区 (044-935-3161)	
	田島支所 (044-322-1987)	高津区 (044-861-3175)	麻生区 (044-965-5188)	

14	制度名	<b>後期高齢者医療保険料の減免</b>		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免	
支援内容	被保険者またはその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、保険料を支払うことが困難であると認められる方に対し、保険料を減免します。			
対象	現住する住宅について、半焼、半壊、床上浸水と同等もしくはそれ以上の損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合			
必要書類	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑			
所管局	健康福祉局医療保険部医療保険課（044-200-2655）			
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金担当			
	川崎区 (044-201-3154)	幸区 (044-556-6721)	宮前区 (044-856-3159)	
	大師支所 (044-271-0159)	中原区 (044-744-3204)	多摩区 (044-935-3161)	
	田島支所 (044-322-1987)	高津区 (044-861-3175)	麻生区 (044-965-5188)	

15	制度名	<b>後期高齢者医療保険料の徴収猶予</b>		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免	
支援内容	納付義務者が災害により被害を受け、後期高齢者医療保険料を一時的に納付することができない場合、申請することにより保険料の徴収猶予が認められる場合があります。			
対象	災害により被害を受け、後期高齢者医療保険料を一時的に納付することができない方			
必要書類	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑			
所管局	健康福祉局医療保険部医療保険課（044-200-2655）			
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険収納担当			
	川崎区（044-201-3153）	幸区（044-556-6697）	宮前区（044-856-3151）	
	大師支所（044-271-0163）	中原区（044-744-3109）	多摩区（044-935-3163）	
	田島支所（044-322-1976）	高津区（044-861-3173）	麻生区（044-965-5252）	

16	制度名	<b>介護保険料の減免・徴収猶予</b>		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免	
支援内容	第1号被保険者またはその属する世帯の生計を維持する方が、震災、風水害、火災その他により、住宅、家財、またはその他財産について著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することができない場合、納付義務者からの申請により、保険料を減免または徴収猶予することができます。			
対象	震災、風水害、火災その他により、住宅、家財、またはその他財産について著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することができない方			
必要書類	り災証明書等の災害の事実及び被害割合を証する書類（コピー可）、本人確認書類、印鑑			
所管局	健康福祉局長寿社会部介護保険課（044-200-2691）			
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金担当			
	川崎区（044-201-3154）	幸区（044-556-6721）	宮前区（044-856-3159）	
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3204）	多摩区（044-935-3161）	
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3175）	麻生区（044-965-5188）	

## 子ども・学校

17	制度名	<b>小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示不要</b>		
	カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	応急対応
	支援内容	災害で、医療証を紛失したり医療証を家庭に残したまま避難したりしている等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができます。		
	必要書類	特になし		
	所管局	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当（044-200-2695）		

18	制度名	<b>保育料の減免（認可保育所等）</b>		
	カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
	支援内容	災害等で、保育料を納めるに当たって困難な事情がある場合に、状況に応じて認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に係る保育料の減免を受けることができます。		
	対象	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用している児童の保護者で、床上浸水等の被害を受けた方		
	必要書類	り災証明書、本人確認書類、印鑑		
	所管	こども未来局子育て推進部保育対策課（044-200-3297）		
	受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当		
		川崎区（044-201-3219）	幸区（044-556-6688）	宮前区（044-856-3258）
		大師支所（044-271-0150）	中原区（044-744-3263）	多摩区（044-935-3291）
		田島支所（044-322-1999）	高津区（044-861-3250）	麻生区（044-965-5158）

19	制度名	<b>児童扶養手当の特別措置</b>		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免	
支援内容	被災者に対する児童扶養手当（ひとり親家庭等に対する手当）について、所得制限および認定請求等が出来ない方に対する支給開始時期の特例措置を講じます。			
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これから児童扶養手当の認定請求等をする方</li> <li>○児童扶養手当を受給している方、または所得制限等で支給が停止中の方、かつ、本人・扶養義務者等が被災し、被害金額について財産価格の概ね 2 分の 1 以上の損害を受けた方</li> </ul>			
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当の新規認定請求をする方</li> <li>(1) 請求者と対象児童の戸籍謄本</li> <li>(2) 振込を希望する口座（普通口座に限る）の預金通帳</li> <li>(3) 請求者のマイナンバーを確認できる書類</li> <li>(4) 身元確認書類《1点でよいもの》マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等 《2点必要なもの》戸籍謄本、健康保険証、年金手帳、生活保護費保護証明書</li> <li>(5) り災証明書（コピー可）</li> </ul> <p>※申請事由等により上記以外の書類が必要となる場合があります。また、新規認定申請以外の方は、状況により書類が異なりますので、事前に担当部署までお問い合わせください。</p>			
所管局	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当（044-200-2709）			
受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当			
	川崎区（044-201-3219）	幸区（044-556-6688）	宮前区（044-856-3258）	
	大師支所（044-271-0150）	中原区（044-744-3263）	多摩区（044-935-3297）	
	田島支所（044-322-1999）	高津区（044-861-3250）	麻生区（044-965-5158）	

20	制度名	<b>児童手当の特別措置</b>		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免	
支援内容	被災者に対する児童手当について、認定請求等ができない方に対する支給開始時期の特例及び添付書類省略の特例措置を講じます。			
対象	これから児童手当の認定請求等をする方			
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 請求者の印鑑</li> <li>(2) 振込を希望する請求者名義の金融機関の預金通帳</li> <li>(3) 請求者のマイナンバーを確認できる書類</li> <li>(4) 身元確認書類《1点でよいもの》マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等 《2点必要なもの》戸籍謄本、健康保険証、年金手帳、生活保護費保護証明書</li> <li>(5) 各公務員共済組合の組合員の場合は、健康保険証の写しまたは年金加入証明書（児童手当法第17条で定める公務員に該当する方は勤務先からの支給になります。）</li> </ul>			
所管局	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当（044-200-2674）			
受付	区民サービス部区民課住民記録第2係、支所区民センター住民記録・児童手当・就学担当			
	川崎区（044-201-3141）	幸区（044-556-6615）	宮前区（044-856-3141）	
	大師支所（044-271-0138）	中原区（044-744-3172）	多摩区（044-935-3152）	
	田島支所（044-322-1969）	高津区（044-861-3161）	麻生区（044-965-5121）	



21	制度名	<b>ひとり親家庭等医療費助成の特別措置</b>		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免	
支援内容	被災者に対するひとり親家庭等医療費助成について、所得制限の特例措置（被災月から翌年12月までの所得制限の適用外）を講じます。			
対象	ひとり親家庭等医療費助成について、所得制限で資格喪失中の方または所得制限を理由に未申請の方で、本人・扶養義務者等が被災し、被害金額（保険金額等により補充された金額を除く）が財産価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方			
必要書類	り災証明書等（被災の状況が分かるもの）、健康保険証、印鑑（朱肉を使うもの）、申請者と児童の戸籍謄本、マイナンバーの確認に必要な書類（番号確認書類と身元確認書類）、所得情報の照会に関する同意書（同居の親族等がいる場合のみ） ※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、担当部署までお問い合わせください。			
所管局	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当（044-200-2695）			
受付	区民サービス部保険年金課国保給付・医療費助成係、支所区民センター保険年金担当			
	川崎区（044-201-3277）	幸区（044-556-6722）	宮前区（044-856-3275）	
	大師支所（044-271-0159）	中原区（044-744-3202）	多摩区（044-935-3231）	
	田島支所（044-322-1987）	高津区（044-861-3178）	麻生区（044-965-5264）	

22	制度名	<b>特別児童扶養手当および特別障害者手当等の特別措置</b>		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免	
支援内容	被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限、認定請求等ができない方への支給開始時期の特例措置を講じます。			
対象	障害者・児のいる世帯（障害要件による制限あり）			
必要書類	<p>《所得制限に係る特例措置》</p> <p>①被災状況証書【各手当により様式が一部異なります。】</p> <p>②被災状況のわかる書類【り災証明等（コピー可）】</p> <p>《認定請求に係る特例措置》</p> <p>①災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかったことが証明できる書類【り災証明等（コピー可）】</p> <p>②その他認定請求に必要な書類（振込口座が分かるもの等）</p> <p>※認定請求については、申請後障害状態に基づき、支給可否の審査を行います。</p>			
所管局	健康福祉局障害福祉課（044-200-2653）			
受付	みまもり支援センター高齢・障害課、健康福祉ステーション高齢・障害担当			
	川崎区（044-201-3215）	幸区（044-556-6654）	宮前区（044-856-3304）	
	大師支所（044-271-0162）	中原区（044-744-3382）	多摩区（044-935-3302）	
	田島支所（044-322-1984）	高津区（044-861-3252）	麻生区（044-965-5159）	



23	制度名	<b>高等学校授業料等減免措置</b>		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免	
支援内容	<p>○市立高等学校の入学選考料、入学料、授業料及び市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除を受けることができます。</p> <p>《手続き》</p> <p>①授業料等減額申請書に、申請の理由を証明する書類を添付し、校長を経由して、教育委員会へ提出する。</p> <p>②教育委員会が許可を決定し、許可された場合には、授業料等免除許可書が教育委員会から校長経由で交付されます。</p> <p>○期間：6月以内 ※この期間を超えて減免を受けようとする場合は、改めて教育委員会の許可を受ける必要があります。</p> <p>※授業料については、高等学校就学支援金、高等学校学び直し支援金の支給対象外であること</p>			
対象	災害等で生活に困窮していると認められる保護者等			
必要書類	り災証明書（コピー可）、生活困窮の証明（非課税証明書または国民年金及び国民健康保険料の免除・減免を証明する通知書等）			
受付	教育委員会事務局総務部学事課学事担当（044-200-3285）			

24	制度名	<b>就学援助制度</b>		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免	
支援内容	○災害等で経済的に困窮し、お子様を市立小・中学校へ就学させるのが困難な方に、学用品費、給食費など必要な費用を支給します。			
対象	災害により生活に困窮していると認められる保護者が対象です			
必要書類	教育委員会事務局総務部学事課にお問い合わせください。			
所管局	教育委員会事務局総務部学事課（044-200-3736）			
受付	教育委員会事務局総務部学事課（044-200-3736）			

25	制度名	<b>災害遺児等福祉手当</b>		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免	
支援内容	<p>○災害により、18歳未満の児童と同一生計を営む父または母等が、死亡または重度の障害（身体障害者1級または2級の方）を有することになった場合に、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、その児童を扶養している保護者の方へ手当を支給する制度です。</p> <p>○手当額 児童1人につき月額3,000円 ※年2回、受給者名義の口座に振込</p>			
対象	対象となる児童を扶養している保護者の方			
必要書類	<p>(1) 災害であることを明らかにする書類（り災証明書または自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長等の発行する証明書等） ※ご用意できない場合は、担当部署までお問い合わせください。</p> <p>(2) 検案書もしくは医師の死亡診断書または身体障害者手帳の写し</p> <p>(3) 戸籍謄本</p> <p>(4) 世帯全員の住民票の写し</p> <p>(5) 受給者名義の口座がわかるもの（通帳など）</p>			
所管局	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当（044-200-2674）			
受付	区民サービス部区民課住民記録第2係、支所区民センター			
	川崎区（044-201-3141）	幸区（044-556-6615）	宮前区（044-856-3141）	
	大師支所（044-271-0138）	中原区（044-744-3172）	多摩区（044-935-3152）	
	田島支所（044-322-1969）	高津区（044-861-3161）	麻生区（044-965-5121）	

26	制度名	<b>母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度</b>		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	融資・貸付	
支援内容	○母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦を対象とした貸付制度で、災害などにより住宅が全壊した場合や、一時的に生活困窮になった場合に、次の資金について申請が可能です。			
	資金の種類 貸付限度額	住宅資金 200万円	転宅資金 26万円	生活資金 10.5万円（月額）
対象	○既に本資金を利用している場合の償還猶予申請について 現在、母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還（返済）している方またはこれから償還が始まる方で、災害により償還が困難な方は、猶予申請をすることができます。（猶予期間最大1年以内） ※貸付にあたっては、書面による審査があります。詳しくは各区の窓口にご確認ください。			
	○配偶者のない男子、女子または寡婦で現に児童（20歳未満）を扶養している方 ○配偶者のない男子、女子または寡婦に扶養されている児童（その児童の修学のための資金に限る） ○寡婦（かつて児童を扶養していた方） ※災害により生活状況が著しく切迫した場合は所得制限なし。			
必要書類	(1) 申請書 (2) 借受人・連帯保証人の世帯全員にかかる住民票（本籍、続柄の省略がないもので、個人番号が省略されたもの） (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書 (4) 収支明細（市指定様式） (5) 貸付金状況表（市指定様式） (6) 振込先の通帳の写し (7) り災証明書（コピー可）※資金の種類により省略可 (8) その他、申請者の状況や申請する資金に応じた必要書類 ※その他必要書類については、各区の受付窓口での相談後に御案内します。 まずは、受付窓口に事前連絡のうえ、相談にお越しくください。			
所管局	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当（044-200-2672）			
受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当			
	川崎区（044-201-3219）	幸区（044-556-6688）	宮前区（044-856-3258）	
	大師支所（044-271-0150）	中原区（044-744-3263）	多摩区（044-935-3297）	
田島支所（044-322-1999）	高津区（044-861-3250）	麻生区（044-965-5158）		

## 住まい・暮らし

27	制度名	<b>市営住宅等公的住宅への一時避難受入（震災時含む）</b>		
カテゴリ	住まい・暮らし	支援の種類	応急対応	
支援内容	<p>○市営住宅等公的住宅への一時避難の受入れを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用期間は原則3か月（最長6か月まで更新可）となります。</li> <li>・災害用に確保してある部屋ではないため、要望に沿えない場合があります。</li> <li>・また、住宅を選ぶ事はできません。</li> <li>・住宅使用料・敷金は免除（光熱水費、共益費は自己負担）となります。</li> </ul> <p style="text-align: center;">※部屋には照明器具、ガスコンロ、カーテン、寝具、冷暖房等の備付けはありません。</p>			
対象	風水害等で被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方			
必要書類	世帯員全員の住民票、り災証明書（コピー可）、使用許可申請書			
受付	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課（044-200-2948）			

28	制度名	<b>被災者住宅応急修理制度（震災時含む）</b>		
カテゴリ	住まい・暮らし	支援の種類	給付・減免	
支援内容	<p>○被災者の住居を修理することにより、被災者が被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行うものです。</p> <p>○応急修理の箇所は、日常生活に必要で欠くことのできない部分（居室、台所、トイレ等）の応急修理であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。</p> <p style="padding-left: 20px;">※日常生活に不可欠ではない補修（例えば畳や壁紙のみの清掃・補修等）は対象外となります。</p> <p>○1世帯あたりの修理の限度額</p> <p style="padding-left: 20px;">全壊・大規模半壊・半壊の場合：595,000円（消費税込）以内</p> <p style="padding-left: 20px;">一部損壊（準半壊）の場合：300,000円（消費税込）以内</p> <p style="padding-left: 20px;">※原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含みます。</p> <p style="padding-left: 20px;">※制度の対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。</p> <p style="padding-left: 20px;">※同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合にも1世帯あたりの額以内となります。</p> <p>○施工業者は、申込受付後にお渡しする、川崎市と協定を締結している団体に属する施工業者の一覧表の中から選定していただくか、若しくは、一覧に掲載がない施工業者に依頼される場合は、申込者から「住宅の応急修理指定業者願書」の提出が必要となります。</p>			
対象	<p>(1) 現に居住している住宅が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）の被害を受けた方</p> <p>(2) 応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる方</p> <p>(3) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しない方</p> <p style="padding-left: 20px;">※ただし、一時的住居として市が提供する市営住宅等を利用される方は対象となります。</p> <p>(4) 半壊・一部損壊（準半壊）の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない方（世帯）</p> <p style="padding-left: 20px;">※借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合には、所有者の同意を得て応急修理を行う場合もあります。</p>			
必要書類	<p>住宅の応急修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書、り災証明書（コピー可）、資力に係る申出書（住家被害が全壊・大規模半壊の場合は不要です。）、住宅の応急修理指定業者願書（川崎市がお渡しする施工業者一覧に掲載がない業者に依頼する場合に必要となります。）</p> <p style="padding-left: 20px;">※様式は市ホームページからダウンロードできます。</p>			
受付	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（044-200-2253）			

29	制度名	<b>災害復興住宅融資</b>			
カテゴリ	住まい・暮らし	支援の種類	融資・貸付		
支援内容	災害で被災された方が被災住宅を復旧するための低金利の融資制度です。				
	融資限度額	基本融資額		特例加算額	
	建設の場合 (土地を取得して住宅を 建設する場合)	1,680万円 (建設資金)	970万円 (土地取得資金)	450万円 (整地資金)	520万円 (建設資金)
	購入の場合	2,650万円 (購入資金)		520万円 (購入資金)	
	補修の場合	740万円 (補修資金)	450万円 (整地資金又は引方移転資金)		
	※各所要額（建設費等）が上記金額より低い場合は、各所要額が限度となります。 ※金利は、申し込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。				
対象	災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、「り災証明書」を交付されている等の要件があります。				
必要書類	り災証明書 等（別途、審査に係る必要書類有り）				
受付	独立行政法人 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル：0120-086-353（通話料無料）（9:00～17:00） ※祝日、年末年始を除く土日も営業します。				

## 企業・お勤めの方

30	制度名	<b>勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）</b>		
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	融資・貸付	
支援内容	○被災された勤労者福祉共済に加入の会員向けに、福祉資金の貸付を行います。			
	金額	償還期間	利率	償還方法
	10万円～100万円 ※1万円単位	5年以内	年 2.0%（別途保証料 1.2%）	元利均等払
支援内容	○次に該当する場合は、貸付を受けることができません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行取引停止処分中の者</li> <li>・法律行為を行う能力を有しない者</li> <li>・偽りの申請をした者</li> <li>・前回の貸付けの返済を2回以上滞納したことがあり、返済終了から1年を経過していない者</li> <li>・現在共済から貸付を受けている者</li> <li>・その他貸付指定金融機関が不相当と認めた者 など</li> </ul>			
対象	○次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員期間が3箇月以上経過し、同一事業所に1年以上勤務している方</li> <li>・会員期間が3箇月以上経過し、3年以上前から、引続き同一事業を行っている方</li> </ul>			
必要書類	○受付先に記載の中央労働金庫の各支店へ、勤労者福祉共済の会員であることを告げ、下記の書類をご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類（運転免許証、パスポート等）</li> <li>・収入確認資料（給与証明書、源泉徴収票、住民税決定通知書、市町村〔区〕県〔都〕民税納税証明書等）</li> <li>・資金の用途がわかるもの（見積書、契約書等）</li> </ul> ※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、詳しくは中央労働金庫各支店までお問い合わせください。			
所管局	経済労働局労働雇用部（044-200-2274）			
受付	中央労働金庫 市内各支店 川崎支店（044-244-8331） 中原支店（044-733-0161）		川崎南支店（044-277-8211） 新百合丘出張所（044-989-1111）	

31	制度名	<b>災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）</b>			
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	融資・貸付		
支援内容	○被災された中小企業向けに融資を行います。				
	制度名	融資限度額	融資利率	信用保証料率	資金使途・期間
	①災害対策資金 1	8,000 万円	年 1.7%以内	年 0.450%～ 0.950% (市助成後)	運転資金・設備資金 10 年以内 (据置 1 年以内を含む)
	②災害対策資金 2			年 0.450% (市助成後)	
③激甚災害対策資金	2 億 8,000 万円				
対象	① 火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方 ② 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号または第 4 号の認定を受けた中小企業者等の方(責任共有制度の対象外) (セーフティネット保証を利用) ③ 国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(責任共有制度の対象外) (災害関係保証を利用)				
必要書類	①および③については災証明書が必要です。(コピー可) ②については市の認定書が必要です。(金融課・中小企業溝口事務所にて発行)				
所管局	経済労働局金融課 (044-544-1846・1847)				
受付	経済労働局経営支援部 金融課 (044-544-1846・1847) ※主に川崎区、幸区、中原区等の融資相談、認定、確認等の業務を担当 経済労働局経営支援部 中小企業溝口事務所 (044-812-1112・1113) ※主に高津区、宮前区、多摩区、麻生区等の融資相談、認定、確認等の業務を担当				



32	制度名	生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）			
カテゴリ	企業・お勤めの方	カテゴリ	融資・貸付		
支援内容	○以下の用途を目的に、生活資金の貸し付けを行います。				
		用途	貸付額	貸付金利	返済期間
		①本人または親族の冠婚葬祭費	10万円～200万円	年2.0%	5年以内
		②本人または同居家族の医療費（出産費用を含む）	10万円～200万円	年2.0%	5年以内
		③子どもの高校・大学等の教育費	10万円～300万円	年1.7%	10年以内
		④耐久消費財（自動車を含む）の購入費	10万円～100万円	年2.0%	5年以内
		⑤旅行・余暇活動等の費用	10万円～100万円	年2.0%	5年以内
		⑥自己研修及び職業能力開発に要する費用	10万円～200万円	年2.0%	5年以内
		⑦育児・介護休業に要する費用	10万円～200万円	年1.0%	5年以内
		⑧住宅の増改築・修繕費用	10万円～300万円	年1.4%	10年以内
		⑨賃金の遅配・欠配時の生活費用	10万円～200万円	年1.1%	5年以内
	⑩福祉車両購入費	10万円～300万円	年2.0%	10年以内	
	※③を除き、借入金の借り換え及び事業資金には利用できません。				
	※④及び⑤は年収700万円以上の方はご利用いただけません。				
	※貸付額は1万円単位になります。				
	※別に保証料がかかります。				
	※半年ごとに金利の見直しを行います。				
	○返済方法 元利均等割賦返済				
	○申し込み多数により貸付総額に達した場合は、貸付を停止します。				
対象	(1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務している勤労者 (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者 (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者（確定申告を3年間行っている方） ※（3）に該当しない事業主及び公務員は除きます。 ※返済能力等について中央労働金庫の審査があります。				
必要書類	・本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ・収入確認資料（給与証明書、源泉徴収票、住民税決定通知書、市町村〔区〕県〔都〕民税納税証明書等） ・資金の用途がわかるもの（見積書、契約書等） ※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、詳しくは中央労働金庫各支店までお問い合わせください。				
所管局	経済労働局労働雇用部（044-200-2271）				
受付	中央労働金庫 市内各支店 川崎支店（044-244-8331） 中原支店（044-733-0161）		川崎南支店（044-277-8211） 新百合丘出張所（044-989-1111）		



## その他

33	制度名	<b>健康相談</b>		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談	
支援内容	被災後のからだやこころの健康上の心配ごとについての相談をお受けしています。また、相談内容により必要に応じて専門機関等におつなぎいたします。			
対象	どなたでも受けられます。			
所管局	地域みまもり支援センター地域支援課、地区健康福祉ステーション地区支援担当			
	川崎区 (044-201-3217)	幸区 (044-556-6648)	宮前区 (044-856-3302)	
	大師地区 (044-271-0145)	中原区 (044-744-3261)	多摩区 (044-935-3294)	
	田島地区 (044-322-1978)	高津区 (044-861-3315)	麻生区 (044-965-5157)	

34	制度名	<b>人権相談</b>		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談	
支援内容	さまざまな人権侵害等についての相談が無料で受けられます。			
対象	どなたでも受けられます。			
所管局	市民文化局人権・男女共同参画室 (044-200-2316)			
受付	横浜地方法務局川崎支局 (044-244-4166) 市民文化局人権・男女共同参画室【かわさき人権相談】(044-200-2359)			

35	制度名	<b>弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、 行政書士の相続・遺言・成年後見相談、宅地建物相談</b>		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談	
支援内容	暮らしの中で生じるさまざまな疑問やトラブルの解決にむけて、各種専門家・専門相談員が無料でアドバイスを行います。			
対象	どなたでも受けられます。			
所管局	市民文化局市民活動推進課 (044-200-2349)			
受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●弁護士相談 (予約制)</li> <li>●司法書士相談 (予約制)</li> <li>●認定司法書士相談 (予約制)</li> <li>●行政書士の相続・遺言・成年後見相談 (予約制)</li> <li>●宅地建物相談 (予約制)</li> </ul> 各種相談のお申込みは相談予約コールセンター 044-200-0108 (平日のみ/午前8時~午後5時) 受付時間や方法等、詳細については各区役所の地域振興課にお問い合わせください。 各区役所まちづくり推進部地域振興課			
	川崎区 (044-201-3135)	高津区 (044-861-3141)	麻生区 (044-965-5119)	
	幸区 (044-556-6608)	宮前区 (044-856-3132)		
	中原区 (044-744-3153)	多摩区 (044-935-3143)		

36	制度名	消費生活相談		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談	
支援内容	<p>災害に便乗した悪質商法などによる消費生活トラブルで困ったときの解決に向けて、専門の消費生活相談員が無料でアドバイスをを行います。</p> <p>【台風に関連し想定される消費生活相談事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災保険で無料で住宅の修理ができると突然業者が訪問してきたが信用できるか。</li> <li>・屋根の無料点検後、そのまま放置すると大変なことになると言われ高額な契約をさせられた。</li> <li>・役所から派遣されたと騙り、勝手に工事をし高額な料金を請求された。</li> <li>・市役所から災害支援金の給付が受けられるとの電話があり、口座番号と暗証番号を聞かれたが大丈夫か。</li> </ul> <p>(→市役所職員等が銀行口座等の暗証番号をお尋ねしたり、ATMでの操作手続きを行うよう連絡することはありません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所の者だと名乗る人から、被災者支援のための寄付金の振込を求める不審な電話があった。</li> </ul> <p>(→市役所職員等が支援金の振込を電話等で依頼することはありません。)</p> <p>※不審な電話や訪問、勧誘など、困ったときや心配なときは、消費者行政センターにご相談ください。</p>			
対象	どなたでも受けられます。			
必要書類	特になし			
所管	経済労働局産業政策部消費者行政センター（044-200-2263）			
受付	川崎市消費者行政センター 相談窓口電話番号（044-200-3030）			

この冊子の配布等に関するお問い合わせは、各区の危機管理担当（下記）までお願いいたします。  
 なお、それぞれの支援に関するお問い合わせは、支援ごとの担当にお問合せください。

川崎区（044-201-3134）	幸区（044-556-6610）	宮前区（044-856-3137）
大師支所（044-271-0136）	中原区（044-744-3141）	多摩区（044-935-3135）
田島支所（044-322-1967）	高津区（044-861-3146）	麻生区（044-965-5115）